

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。 十二番 松山 清君。

(十二番 松山 清君 登壇)

○十二番(松山 清君) 議案第七十八号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。

現在の給与におきましては、すでに市民の一般的状況から見れば、市長等の給与と同じようにはるかに高い給料が支給されております。報酬等審議会の答申において、常勤特別職の給料が一般職員より上回って当然であるとも考えられると述べられておりますが、この適用を機械的に行うことはでき得ないことも当然であります。教育行政の責任者としてその職務を遂行することは当然であり、すが、給与において現行の給与がその職務を遂行する上で不十分であるとは私は考えられません。

以上簡単ではありますが、議案第七十八号について私の反対討論といたします。

○議長(小林菊三君) 次に賛成者二番 仲村清信君。

(二番 仲村清信君 登壇)

○二番(仲村清信君) 議案第七十八号について賛成の討論を行います。

本議案も福生市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長より提出されたものであります。私が思うに、教育長の職務は非常に重要なものであると考ええます。特に今日のような不安定な社会情勢の中では、学校教育の重要性が父兄のみならず各方面から叫ばれております。このような時期に教育基本法、学校教育法、その他教育行政に関連する法の精神を十二分に反映していただき、福生市のまた日本国家の宝である子供の教育に情熱を持って、より一層の精進をしていただければ、その責任と常に報いるための報酬額としては相当であると考え、本議案に賛成するものであります。(拍手)

○議長(小林菊三君) 以上で討論を終わります。

これより本案について起立により採決いたします。

本案は委員会審査報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小林菊三君) 起立多数であります。 　よって議案第七十八号は委員会審査報告どおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第五議案第七十九号 福生市消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 関 米吉君 登壇)

○厚生委員長(関 米吉君) 議案第七十九号 福生市消防団条例の一部を改正する条例に関する審査報告を申し上げます。

本議案は、七月十日の議会に提案され、同日、当委員会に付託され、七月十二日開催の委員会において審査されたものであります。審査結果については、お手元に御配付の審査報告書のとおりであります。

審査報告書の朗読につきましては、慣例により省略させていただきます。審査の内容につきましては、その大略を御報告申し上げます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず、本議案の提案の理由について、市民部長より、一部の非常勤の特別職の職員、報酬の額を改定することに伴い、消防団員の報酬額を改定したいので、本議案を提案した。改定額は近隣市町村の報酬額を参考に、平均で五・三八%のアップであるが、その内容は下に厚く、上に薄いというアップ率となっている。なお、本条例の実施は、当年四月一日から適用するものであるとの説明を受け、質疑に入りました。質疑においては、近隣市町村の額を参考にしたと言うが、近隣各市町村の報酬額はどれくらいか。また、出勤手当についてはどのように考えているかの質疑に対し、担当課長より、近隣各市町村の報酬額及び二十六市における報酬額順位等について答弁があり、さうに、出勤手当については他市では団員家族の慰安会等の費用の一部を負担しているところもあり、これらを参考に今後検討したいとの答弁も行われました。

続いて委員より、単に額の比較や二十六市における報酬額順位などは問題ではなく、要は中身の問題である。予算額に占める報酬額比率等を検討すべきである。当市の消防は少教精鋭組織のもとに運営されている実態等を考慮し、さらに一層

の配慮を望みたいとの要望があり、採決の結果、全員異議なく、当委員会としては本議案は原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞようしく御審議の上、当委員会決定どおり御可決あらんことをお願いし、説明いたします。

○議長（小林菊三君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○四番（高水惣八君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十九号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま高水惣八君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よて議案第七十九号は委員会

審査報告どおり可決されました。

○議長（小林菊三君） 日程第六議案第八十号 福生市児童育成手当条例の一

部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 関 米吉君 登壇）

○厚生委員長（関 米吉君） 議案第八十号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例に関する審査報告を申し上げます。

本議案は七月十日議会に提案され、同日当委員会に付託され、七月十二日開催の委員会において審査されたものでありますが、審査の結果につきましては、お手元に御配付の審査報告書のとおりであります。

審査報告書の朗読につきましては省略させていただきます。審査の内容につ

いて、その大略を御報告いたします。

(議案審査報告書) 別添参照

まず、本議案の提案の理由について福祉部長より、児童福祉対策の一環として現在当市においては福生市児童育成手当条例により、育成手当、障害手当、特別手当の三種が支給されているが、このうち特別手当で、市規則で定める児童への支給額を六千円から六千五百円に引き上げ、制度の充実を図ろうとするものである。この適用を受ける者は、市民税の所得割りのない家庭の児童で、第三国人が対象となり、現在三世帯五名が適用を受ける。なお、この改定は、今年十月一日から施行しようとするもので、九月以前の月分の手当額については、従前の例によるものである。この説明があり、質疑に入りしました。

質疑においては、改定本文に対する質疑はなく、附則の定め方について、この条例は昭和五十四年十月一日から施行するだけ規定し、九月以前の月分の手当の額については、なお、従前の例による。この規定は不用ではないかとの質疑があり、これに対し福祉部長、助役より、更正決定等の処分により、市民税課税の変動、もしくは九月以前の支給漏れ等があった場合、この規定がないと運用上困る場合がある。

この答弁の後、採決の結果、全員異議なく当委員会としては原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞよろしく御審議。一 当委員会決定どおり、御可決あらんことをお願いし、補足説明といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○四番(高水惣八君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま高水惣八君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十号は委員会審査報告どおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 十一時まで休憩いたします。

午前十時五十一分 休憩

午前十一時二分 開議

○議長(小林菊三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第七議案第八十一号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(建設委員長 村野武男君 登壇)

○建設委員長(村野武男君) 御指名をいただきましたので、本案について審査

の報告を申し上げます。

なお、議案審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案審査に当たり、理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。それでは質疑応答について申し上げます。

各町会に一所の児童遊園等をつくりたいと言うが、現在設置されていない町会については、本二、本三、本六、中央、長沢一、加美一の六町会があり、全般的なものをしながら、基本構想中の配置計画を基本として整備していきたい。本児童遊園のまわりには飲食街があり、いたずらが激しいと思うが、その管理については、ここがたまり場となり、かなり汚れるということもあり、十分気をつけたいと思う。滑り台が設置されているが、幼児には危険性があると思うが、どうかについて、遊具メーカーとも打ち合わせをしている。高さもそれほど高くないので、下に芝を張り、また滑っていても砂に滑り落ちるよう配慮されている。既設児童遊園で一番大きい面積のはどこかについて、大きいものは玉川台の千九百六十八平方メートル、小さいもので本八の二百三十一平方メートルがある。市内全体の公園等の市民一人当た

りの面積については、五十四年四月一日現在で三・三九平方メートルである。都市計画法上の公園が決定されているが、まだ設置されていないものがあるかについては、中福生公園、東福生公園、熊川緑地の三ヶ所がある。

このような質疑応答の後、採決いたしましたところ、全員一致で本案は原案とおり可決すべきものと決定した次第でございます。

よろしく当委員会の報告とおり御確定くださるようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（小林菊三君） 以上で委員長、審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○四番（高水惣八君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十一号については、討論を省略し、委員会報告とおり可決せんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま高水惣八君から、本案は委員会審査報告とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十一号は委員会審査報告とおり可決されました。

○議長（小林菊三君） 日程第八議案第八十二号 昭和五十四年度福生市一般会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案については、総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告をお願いします。

まず総務委員長 鈴木藤次郎君。

（総務委員長 鈴木藤次郎君 登壇）

○総務委員長（鈴木藤次郎君） 御指名がありましたので、議案第八十二号中当委員会に付託された所管分について、その審議概要につき、報告させていただきます。

なお、お手元に御配付の議案審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

当委員に付託されました部分は、歳入全般と第二表の債務員担行為、第三表地方債補正、歳出におきましては議会費、総務費のうち総務管理費、徴税費、選挙費、監査委員費、教育費及び予備費でございます。

冒頭理事者から、本補正内容の説明を求めた後、質疑に入ったわけであります。その主な点を申し上げますと、まず歳入においては、一目目の本会議で質疑のありました市民税の見通し、あるいは繰越金と予備費の関係について質疑があり、当初予算における伸び率は二三・三％と見ていたが、今回補正では一二・二％となり、結果的に見通しが甘かったということで反省をし、今後はより細かい分析をしてから編成したいと思う。

繰越金の関係については、いままでは前年度において繰越明許をした金額を含めて繰越金として計上していたが、いろいろ研究した結果、前年度において繰越明許した金額は差し引きすべきであるということから、今回の補正の措置として五十三年度で繰越明許した西住宅周辺排水路費、幹二、二号線ほか

二路線、学校給食センター等の一般財源分三千六百四十七万円を差し引いた額が一億三千六百六十五万五千円となり、当初予算で三千万円を計上したので、それを差し引いた額を今回補正をしたわけである。したがって予備費は計上しないということになるものと思う。

このような答弁があり、またさうに都支出金の減額と今後の考え方はどうか等の質疑がありました。当初考えていた額よりかなり影響額は少なく済んだが、補助率の低下したものとしては、身障者用の日常生活用具補助、保育所運営費補助、産休及び病欠代替職員補助、老人医療費事務費等、これらの影響額は三千七百二十九万七千円、今回都の補助制度が廃止されたものとして三角バケツ設置事業、小中学校用地取得債の利子補給、夏季休暇水泳指導者補助、教職員結核予防費補助、学校警備員補助が廃止となり、この影響額は千二百七十六万八千円、このほかまだ結論が出ず、持ち越されているものとして、学校運営費補助、消防委託金、国保会計への補助、これらの影響額は一億四千五百万円、合計約二億円となっている。この影響額については、今後都で発足する財政再建検討委員会における結果を待って対処する考えのようで、積み残しとなっている分に

いては、都においてもできるだけ復活するよう努力するというものである。ある程度期待できるものと思う。補助金の裏負担として一般財源を投入しているが、補助率カットの分については、市財源で肉づけをしていきたい。また、制度廃止分については、すでに実施している前提もあるので、一般財源で実施し、これは市長会等においても復活要求を積極的に行っていく。このような答弁がなされました。

さらに委員から、こうした都支出金の関係で福祉見直しとか、補助金の見直し等によって今後の対応策はどうするのか。あるいはまた市営住宅建てかえに対する居住者との話し合い経過について質疑があり、これに対して国保会計への補助金や消防委託金等について昨年並みということで市長会で強力な運動を続けているが、五十四年度はある程度成果はあったものと思うが、五十五年度以降の財政状況からすると、各市町村とも困難な時代になってくると思われ、その自治体の財政力に見合った福祉行政を生み出していくかざるを得ないと思う。市営住宅の関係は、居住者の代表とは円満解決し、第二市営住宅十三世帯が第一市営住宅に移ることで了解を得、その後、具体的にそれぞれの世帯と話し合っているが、九世帯については了解が得られ、残りの四世帯についてはまた承諾は得られていない状況である。

ある。

以上のような歳入全般に対する質疑応答があり、引き続き歳出の審査に入った次第でございます。

まず第一目の本会議でもいろいろと問題となりました総務費の中の「市の歌」の関係について質疑があり、これについては、昭和五十二年六月の定例会における一般質問の答弁では、市民憲章と市の歌を適当な時期につくる旨の意思表示がなされ、翌年十二月定例会では具体的に十周年記念としてつくりたいことを表明している。本問題について市民憲章とあわせて事前に議会側に御相談申し上げた方がよかったのではないかと、深く反省をしている。当初予算編成時点において、市民憲章と同じように審議会をつくってやるべきか、専門家に委託してやった方がよいかが、はっきり決定しなかったために上提しなかったが、その点若干軽率な面もあり、大変申しわけない次第である。

このような答弁があり、さらに都下二十六市でこうした歌をつくっている市はどのくらいあるのか。あるいは市民が誇りを持って歌える場をつくることも必要であり、宝の持ちぐされとならないようにすべきである。一方的に歌わせるということではなく、各

小中学校でも歌わせる考えなのか等の発言があり、都下においては十二市つてあり、市の催し物を中心として利用している。市民憲章と同様に、市民の総意に基づくものがいいわけですが、素人がつくった作曲、作詞は専門家の立場からすると、ルールがはずれる点もあるということ、その点は専門家の判断を聞かなければわからない。つくるからには、市民に愛唱されるような歌にしなければならぬと思うが、小中学校で歌うかどうかは、教育委員会における判断である。

このような答弁があり、さうに委員から市の歌の補正額百二十四万五千円が、仮に委員会なり本会議を通過した場合、この執行に当たってどう考えているかとの質疑があり、これに対して、執行する前に議会側の十分な意見をいただいていたか、着手したいと思う。それまでは本件については凍結したいと思う。以上のような答弁がなされたわけであり、ます。

このほか、私立幼稚園児保護者負担軽減及び幼稚園類似幼児施設保護者負担軽減補助金について発言があり、教育費については今回の図書購入費二千五百万円は、現在建設中の中央図書館に入る本を主に購入し、平均の単価は一冊千五百円前後になっている。この購入を含め、七万五千冊から八万冊程度

にしたいと思う。

このような答弁があった後、委員から、この時点において都市整備基金に繰り戻していることや、特別職の報酬改定が含まれている本予算には全体として反対であるとの意見もあり、当委員会に付託された分について起立によって採決いたしましたところ、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

よろしく当委員会の報告とおり御決定くださいますようお願い申し上げます。委員、審査報告といたします。

○議長（小林菊三君） 次に建設委員長村野武男君、村野武男君。

（建設委員長村野武男君登壇）

○建設委員長（村野武男君） 御指名をいただきましたので、本案について、当委員会の所管分について審査報告をいたします。

なお、議案審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

審査の概要について申し上げます。

本案審査に当たり、現地視察を行った後、市民部経済課部門、建設部の順に説明を受け、質疑に入りました。

それでは質疑応答について申し上げます。

仮称熊川武蔵野地区広場は防衛施設庁からどうくらの期間で借りられるのかについては、期間は定めておらず、基地に支障がない限り借りられると解釈している。さつき園と隣地を広場にする関係については、さつき園は地元町会との話し合いで本年三月三十一日までしか使えないこととなっているが、この土地がまだ二年ほど使えることから残しておき、その隣地の九千三百平方メートルを防衛施設庁と折衝の結果借り入れたので、当初と本補正予算計上額分との合計三千三百万円で、仮称熊川武蔵野地区広場としての整備をするものである。

商業施設補助金で、商栄会の街灯に対する補助については結構だが、一基当たり幾らかかるか。また、この補助について商工会会長から要望書がきているというが、その内容については、街灯の単価は電球の三万六千円と配線の修理、自動点滅器の設置等に八万三千円となっている。要望書の件は商栄会の計画を商工会の商業部会で十分検討した結果、商工振興上必要であり、補助されたいという

裏づけ的なものである。市街地から離れるにしたがって暗い所が多くなるようだが、街灯について調査しているかについては、昨年六月調査している。なお、要望のある所は順次調査し、設置していきたい。福生駅前通りの噴水は七夕祭りまでに整地されたいについては、時間的に七夕祭りまでには間に合わないと思う。消エネルギー時代でもあり、街灯の点検をし、不要な所は整理してどうかについては、蛍光灯や白熱灯を水銀灯に取りかえていくということで数を減らしていきたいと考えている。

このような質疑応答がありました。

また二ヶ間に要望発言も何点ありました。それはリトルリーグが使用していた場所の継続使用について、商業施設補助は厳格な調査を行った上で補助されたい。また、駅前の噴水の設置が間に合わない場合は、せめてきれいにしておきたい。要望もあり、委員会として採決いたしましたところ、全員一致をもって当委員会付託分については、原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

よろしく当委員会報告どおり御可決くださるようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（小林菊三君） 次に厚生委員長 関 木吉君。